

障害者活躍推進計画

機関名	選挙管理委員会
任命権者	千歳市選挙管理委員会委員長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間) ※令和5年5月1日から一部改定
選挙管理委員会における障害者雇用に関する課題	選挙管理委員会において採用は行っておらず、人事異動により障がい者が在籍する可能性もあるが、これまで特段問題は生じておらず、組織的な体制整備は特段行っておかなかった。
目標	
①採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 ※毎年、人事記録などをもとに、障がい者である職員の定着状況を把握する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として選挙管理委員会事務局選挙課長を選任する。(選任済)</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員から相談があった場合は、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○時差出勤などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。</p> <p>○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。